

広報

つるい

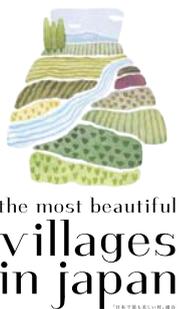
平成28年

2月号

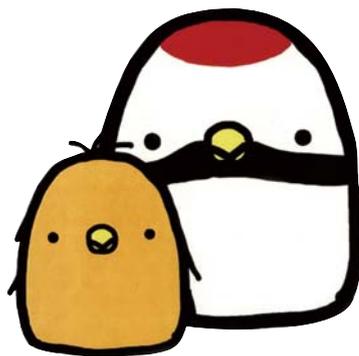
No.654

祝 鶴居村成人式

燃える情熱と限りない可能性 21世紀に飛翔



鶴居村は「日本で最も美しい村」連合に加盟しています



鶴居村マスコットキャラクター「つるぼー」

今月の主な話題

- つるぼーの家・・・・・・・・・・・・・ 2
- 平成28年鶴居村成人式・・・・・・・・・・ 3
- 確定申告のお知らせ・・・・・・・・・・ 4～5
- 村の話題・・・・・・・・・・・・・ 6
- 検証～ごみ有料化から10年～・・・・ 7

鶴居村地域特産品等販売施設（仮称）の愛称が「つるぼーの家」に決定しました！

このたび、役場庁舎東側道道53号線沿いに建設中の、鶴居村地域特産品等販売施設（仮称）の愛称が「つるぼーの家」に決定しました。なお、今後は「鶴居たんちょうプラザ つるぼーの家」となります。

「つるぼーの家」は、応募総数44通の中から最優秀賞に選ばれた大沼奏太くん（下幌呂小学校6年）の作品で、「覚えやすく、つるぼーがいてアットホームな雰囲気になれば」との思いが込められているとのこと。

「つるぼーの家」は、本村の特産品の販売施設としての機能や、観光コーナーを設けるなど、村内外へ広く本村の食や情報を発信していく重要な拠点となり、道東自動車道の延伸による交流人口の増加や、地域経済の活性化、地域内外への情報発信に寄与することなどを目的として、4月末頃のオープンに向け、急ピッチで作業が進められています。

オープンの際には、オープン記念イベントも企画されていますので、ぜひお楽しみに！

〈「つるぼーの家」のイメージ〉



〈「つるぼーの家」平面図〉



みんな遊びにきてね！

【お問合せ先】 役場産業振興課 ☎64-2114

平成28年鶴居村成人式

1月10日、総合センターにて平成28年鶴居村成人式が挙行政、この日晴れて新成人となった男性7名、女性11名の計18名が艶やかな振り袖や袴、スーツに身を包み、式に臨みました。

式典では、石脇教育委員長の式辞や大石村長、松井村議会議長からお祝いの言葉を受け、新成人を代表して長峰 大樹さんと安藤 睦さんが、両親や周囲の方々に対する感謝の気持ちと新たに権利や義務が生じたことに対する誓いの言葉を述べるなど、新成人としての決意が感じられました。

式典終了後には、レクレーションや交流会が行われ、新成人の皆さんは友人との久しぶりの再会を楽しんでいました。



確定申告のお知らせ

今年も確定申告の時期となりました。役場では、平成27年分の所得税・住民税（平成28年度分）の確定申告相談を、次のとおり実施します。

◇申告相談受付期間

- 申告期間は2月16日(火)から3月11日(金)です。
- 還付申告は3月15日(火)まで受付けています。

◇確定申告が必要な人

- 営業・農業・不動産・配当・譲渡・雑・一時などの所得がある人
- サラリーマンで次に該当する人
 - 1 給与所得が2,000万円を超える人
 - 2 給与・退職以外の所得が20万円を超える人
 - 3 2ヶ所以上から給与の支払を受けている人
 - 4 年末調整をされていない人
- 公的年金等に係る雑所得の金額から所得控除を差し引くと残額がある人 (400万円以下かつ公的年金雑所得以外の所得が20万円以下の人を除く。)

◇還付申告ができる人

- 年の途中で退職して年末調整されていない人
- 年末調整された給与所得者で、医療費、寄附金、住宅借入金控除等を受けることができる人
- 年金受給者のうち、所得税の源泉徴収をされている人で、社会保険料、医療費などの諸控除を受けることができる人

◇申告に必要なもの

- 収入や経費などを証明できる書類（源泉徴収票、収支内訳書、領収書など）
- 生命保険料や地震保険料、国民年金、国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料などの控除額が証明される書類
- 医療費、雑損、寄附金、住宅借入金等控除を受ける場合は、領収書など各種控除に必要な書類（詳しくは役場税務係若しくは税務署にお問合せください）
- 所得税が還付される人は、振込先の金融機関とその口座番号が分かるもの
- 印鑑

◇住民税の申告

- 平成28年1月1日現在、鶴居村に住んでいて、平成27年中に収入などのあった人は申告が必要となります。
- 国民健康保険に加入している人は、収入の有無にかかわらず、申告が必要となります。
- 収入がなかった人で、別世帯の人の扶養になっている人は、申告が必要となります。
- 確定、還付申告をする人は住民税の申告は必要ありません。
- 住民税の申告がないと、未申告の扱いとなり、認定課税の対象となりますので忘れずに申告してください。

個人住宅用太陽光発電設備を設置されている方へ

住宅用太陽光発電設備を設置している方で、売電収入がある方については、所得税及び住民税の申告をしていただく必要がある場合があります。申告内容等については次のとおりです。

(例) 住宅用太陽光発電設備の取得額	① 4,000,000 円
売電収入（年間）	② 400,000 円
村からの太陽光発電設置補助金	③ 500,000 円
耐用年数 17 年（1 年分の減価償却費）	(①－③) ÷ 17 年 = ④ 205,882 円
太陽光売電所得（事業所得及び雑所得）	②－④ = 194,118 円

上記の場合は、所得が 20 万円以下となり所得税の確定申告は不要となりますが、住民税の申告は収入があった場合は必ず必要になります。また、計算上申告所得がマイナスとなる場合は、給与所得等から所得が減額されることとなります。

【お問合せ先】 役場企画財政課税務係 ☎ 64 - 2112（課直通）
釧路税務署 ☎ 31 - 5100（代表）

平成27年分 所得税
平成28年度 住民税 **確定申告相談日程**

月 日	曜日	受 付 時 間	会 場	対象地域
2月16日	火	9：30～16：00	役場2階第1・2会議室	鶴居市街
2月17日	水			
2月18日	木	9：30～16：00	支雪裡コミュニティセンター	支雪裡
2月19日	金	9：30～16：00	茂雪裡コミュニティセンター	茂雪裡
2月22日	月	9：30～16：00	幌呂農村環境改善センター	中幌呂下呂 中幌呂呂 支幌呂呂 茂幌呂呂
2月23日	火			
2月24日	水	9：30～16：00	幌呂農村環境改善センター	幌呂市街
2月25日	木	9：30～16：00	下幌呂コミュニティセンター	下幌呂
2月26日	金			
2月29日	月	9：30～16：00	上幌呂コミュニティセンター	上幌呂
3月1日	火	9：30～16：00	役場2階第3会議室	中雪裡
3月2日	水	9：30～16：00	役場2階第3会議室	下雪裡
3月3日	木	9：30～16：00	役場2階第3会議室	中久著呂 下久著呂
3月4日	金	—	—	—
3月7日	月	9：30～16：00	役場2階第3会議室	地域指定なし
3月8日	火			
3月9日	水			
3月10日	木			
3月11日	金			

※ 対象地域の住民を優先し受け付けますので、極力、指定日にご来場されますようお願いいたします。

※ 還付申告は1月25日(月)～3月15日(火)まで受け付けています。(上記日程以外は役場税務係窓口において受け付けます。)

※ 役場2階会議室で受け付けている申告については、体が不自由な方等2階に来られるのが困難な場合につきましては、1階で受け付けいたしますので、企画財政課窓口までお申し出をお願いいたします。

大澤歩稀くん、平成27年度「北海道学び推進月間」標語入選！

12月10日、鶴居小学校にて、平成27年度「北海道学び推進月間」標語表彰式が行われました。大澤歩稀くん（鶴居小5年、写真左）の「努力こそ 未来に続く パスポート」が奨励賞を受賞し、青野努北海道教育庁釧路教育局次長（写真右）より賞状が授与されました。

北海道学び推進月間は、子供たちの「確かな学力」の向上を図る取り組みの一環として、平成21年度から毎年4月と11月に定められています。

釧路管内の中学生や高校生も応募した中で、奨励賞を見事受賞した大澤くんは、この日、喜びの表情で賞状を受け取っていました。



松井啓市氏、石脇征次郎氏、統計大臣表彰受賞！

12月17日、役場応接室にて、統計大臣表彰伝達式が行われ、平成27年度経済産業省所管統計調査功績者表彰及び平成27年度統計功績者表彰を受賞した松井啓市氏（写真中央）と、2015年農林業センサス功績者農林水産大臣表彰を受賞した石脇征次郎氏（写真左）に、それぞれ表彰状と記念品が伝達されました。

松井氏は昭和47年以降、毎年実施されている工業統計調査をはじめとした各種統計調査においてこれまで72回にわたり調査員を務められ、また、石脇氏は5年に1度実施されている農林業センサスにこれまで10回にわたり調査員を務められた功績がそれぞれ評価され、このたびの受賞となりました。

あらためまして、その功績に敬意を表します。



鶴居村タンチョウクイズ抽選会

1月15日、毎年12月に実施される、タンチョウ越冬分布調査において、釧路管内で確認されたタンチョウの数を予想する、第29回タンチョウクイズ（NPO法人 美しい村・鶴居村観光協会主催、和田正宏理事長）の抽選会が開催されました。

このたび実施された調査では、725羽の生息が確認され、過去最多となる応募総数10,025通の中、見事的中させた方がなんと14名もいました。つるぼーの見守る中、大石村長と和田理事長により厳正なる抽選が行われた結果、「ピットリ賞」には岩手県の関村法子さんが選ばれ、現金10万円を獲得されました。

その他にも、村内温泉宿泊施設利用券や特産品、つるぼーグッズなどの各賞当選者も抽選で100名の方に決定しました。



平成17年7月、廃棄物の排出抑制と再利用、再資源化を目的にプラスチック容器包装、紙製容器包装の分別収集を行い、資源ごみ収集品目を拡充し、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみの有料化を実施しました。目標としたことは、村民1人ひとりがごみ減量化を進め、適正なごみ排出を行うことでした。ごみ有料化から10年が経過したことから、今月号と3月号でこの10年間のごみ排出量の推移等を掲載し、4月から新たなごみ減量化の取り組みを行います。

鶴居村のごみ排出量の推移（年度・トン）

区分	H 17	H 18	H 19	H 20	H 21	H 22	H 23	H 24	H 25	H 26
ごみ総排出量	976	878	922	933	905	870	833	843	876	772
うち可燃ごみ	598	543	590	626	620	598	588	600	635	568

ごみ総排出量はこの10年間でおよそ2割程度削減しましたが、可燃ごみの排出量については変わりませんでした。

ごみ減量化のため～10ℓ指定袋を4月より新たに販売します～

家庭から排出される可燃ごみの約40%は「生ごみ」です。「生ごみ」の水分を減らすことで、ごみ減量とCO₂削減に役立ちます。「生ごみ」は腐りやすく、悪臭の原因です。水切りは悪臭や腐敗防止に役立ちます。「生ごみ」の80%は水分で、水切りで10%削減出来ます。

台所から出る「生ごみ」は、コンポストやダンボールを活用したりサイクルに取り組んでください。

「資源ごみ」のうち「プラスチック容器包装」を4月より可燃ごみの日に収集します。



このマークが付いた「プラスチック容器包装」は大量に消費、廃棄されています。

現在の収集・処理の流れ

家庭→ごみステーション→資源回収車→釧路市内工場で破碎（民間）→釧路広域連合清掃工場で焼却

1年間に排出される「プラスチック容器包装」の排出量は23トンです。破碎する処理費用は66万円

釧路広域連合清掃工場では化石燃料の助燃材として民間業者から購入しています。

今後の収集・処理の流れ

家庭→ごみステーションのごみ箱→可燃ごみ回収のパッカー車（各地区週1回）→釧路広域連合清掃工場で焼却

「プラスチック容器包装」23トン焼却する処理費用は29万円です。

分別、出し方・収集方法 4月より可燃ごみの日に指定袋（黄色の有料袋）と一緒に収集します。

分別方法は現在と同じく、必ず汚れは取り除き、汚れの取れないものは可燃ごみとしてください。

必ず透明の袋（半透明袋等は収集しません）に入れてから、お近くのごみステーションのごみ箱の中に入れてください。ごみステーションに専用の回収容器は設置しません。マイバック運動や過剰包装削減を皆で実践しましょう。



※左記写真の様に、中が見える状態で、透明な袋1枚に入れてから、排出願います。それ以外は収集しません。

私の

テレビショッピングの楽しみ方！

みなさんも一度はテレビショッピングで買い物をしたことがあるのではないのでしょうか。私も出演者が美味しそうに食している映像を見て魚貝の注文をした経験があります。そのテレビショッピングを違った方向から見ると勉強になるかもというお話し。

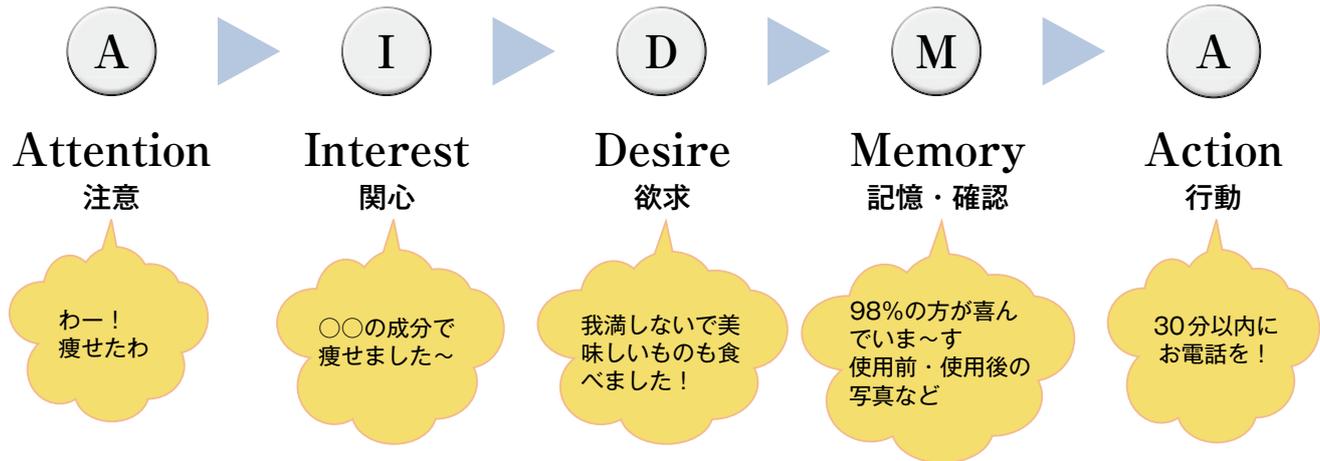
AIDMA (アイドマ)の法則をご存知でしょうか。AIDMAとは、アメリカのローランド・ホールが提唱した「消費行動」の仮説です。商売の基本であり、消費者の心理プロセス・モデルとされています。消費者はあるモノを知り、そこから買うという行動に至るまでのような心理が働くのでしょうか。

ダイエット食品を例に挙げてみます。

- ①人は何かを買おうとする時には、最初は「注意」が払われます。
- ②どうして痩せたのだろうと「興味」や「関心」が湧き、つい見てしまいます。
- ③見比べていくうちに「欲求」が出て来て更に興味津々です。
- ④一旦冷静になり価格や性能などを「確認」し直します。
- ⑤ズバリ買う！という「行動」に出ます。



地域おこし協力隊
増田 喜美子

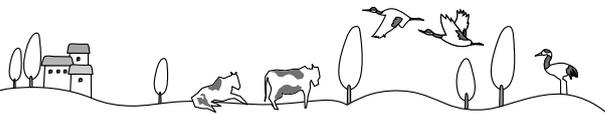


売り手は、このような心理を経ていることを踏まえて忠実にプロモーションを作っている訳です。テレビショッピングはこれが見事なまでに当てはまると言えます。最近ではネット時代になり消費行動はAISASの法則に変化しているそうです。まず「注意」から入り、その後に「関心」「検索」という行動に移り、検索で自分の購買行動に合致したものを「行動・購入」する。そしてネット上で商品評価を「共有」し合うという行動パターンです。

- ① **Attention** (注意)
- ② **Interest** (関心)
- ③ **Search** (検索)
- ④ **Action** (行動)
- ⑤ **Share** (共有、ネット上で商品評価を共有する)



テレビを見ながら、「そうか、そういう切り口ね。」と注意深く見ていると自分は今、何に興味を湧き買いたくなり、何が足りず買う気にならなかったかなど、購買の特性が分析出来るようになります。今春オープンする『地域特産品販売施設』には道内外から多くのお客様が来店されます。施設で働く人だけではなく私たち村民はあらゆる場面で鶴居村のセールスマンになる可能性が増えます。テレビショッピングも視点を変えて見てみるととても面白く、為になるのかも知れません。



北方領土の日特別啓発期間について

我が国固有の領土である歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島からなる北方四島の早期返還の実現については、道民はもとより国民の長年にわたる悲願です。

道では、北方領土変換要求に係る国民世論の高揚を図るため、毎年1月21日から2月20日までを「北方領土の日」特別啓発期間として、重点的な返還要求運動を実施しています。

本村でも、役場庁舎とふるさと情報館に署名コーナーを設置していますので、ご協力をお願いいたします。

【お問合せ先】

役場総務課
☎64-2111

所得税及び復興特別所得税の確定申告とは

所得税及び復興特別所得税の確定申告は、毎年1月1日から12月31日までの1年間に生じた全ての所標の金額とそれに対する所得税及び復興特別所得税の額を計算し、申告期限までに確定申告書を提出して、源泉徴収された税金や予定納税で納めた税金などの過不足を精算する手続です。

期限間近になりますと、税務署は大変混雑し、長時間お待ちいただくことが予想されます。申告書はご自分で作成して、できるだけお早めに提出してください。

※日本国内に住所を有しているか、又は現在まで引き続き1年以上居所を有している方（居住者）のうち非永住者以外の方は、所得が生じた場所が国の内外を問わず、その全ての所得について所得税及び復興特別所得税を納める義務があります。

※平成25年分から平成49年分までの各年分については、東日本大震災からの復興を図るための施策に必要な財源を確保するため、復興特別所得税（原則として各年分の所得税額の2.1%）を所得税と併せて申告・納付することとされています。

申告書を作成するときは

申告書の作成に当たっては、「復興特別所得税額」欄の記載漏れのないようご注意ください。

※還付申告の方も含め、申告される全額の方について「復興特別所得税額」欄の記載が必要となります。「所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き」や申告書用紙等は、国税庁ホームページからダウンロードできますのでご利用ください。

なお、国税庁ホームページの「確定申告書作成コーナー」では、画面の案内に従って金額等を入力することにより、税額などが正しく計算され、計算誤りのない所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税の確定申告書や青色申告決算書などを作成することができますので、是非ご利用ください。

作成した確定申告書は、印刷して所轄税務署に郵送等により提出してください。また「e-tax（電子申告）」を利用して提出することもできます。詳しくは、[「e-tax」ホームページ](#)をご覧ください。

○申告に関するご質問等につきましては、まずは最寄りの税務署にお電話にてお問い合わせください。

○「確定申告書作成コーナー」の操作に関するお問い合わせは、「e-tax」作成コーナーヘルプデスク（電話番号0570-015901（e-コクゼイ））にお尋ねください。

申告書の税務署への送付について

確定申告書は「信書」に該当しますので、「郵便物」（第一種郵便物）又は「信書便物」以外の荷物扱いで送付することはできません。詳しくは、総務省ホームページをご覧ください。

また、申告書はお早めに提出いただくとともに、送付により提出される場合には、必ず「郵便物」（第一種郵便物）又は「信書便物」を利用されるようご注意ください。

※一般小包郵便物（ゆうパック）、冊子小包郵便物（ゆうメール）、簡易小包郵便物（ポスケット）では、信書を送付することができません。詳しくは、日本郵便株式会社ホームページをご覧ください。

還付される税金がある場合の受取方法について

還付金の受取に振込みを希望する場

合は、確定申告書の「還付される税金の受取場所」欄に、振込先金融機関名、預金の種類及び口座番号（ゆうちょ銀行の貯金口座の場合は、記号番号のみ）を正確に書いてください。

なお、振込先の預貯金口座は申告者ご本人名義のもの（氏名のみ口座）をご利用ください。

※一部のインターネット専用銀行については、還付金の振込みができませんので、振込みの可否については、あらかじめご利用のインターネット専用銀行にご確認ください。

申告書の作成は国税庁ホームページで

国税庁ホームページの「贈与税の申告書作成コーナー」では、画面の案内に従って金額等を入力すれば税額などが自動計算され、贈与税の申告書が作成できますので、是非ご利用ください。

※「贈与税の申告書作成コーナー」は、国税庁ホームページの「確定申告書作成コーナー」(<https://www.keisan.nta.go.jp>)からアクセスし、画面の案内に従って「贈与税の申告書作成コーナー」を選択してください。

【お問合せ先】

〇釧路税務署
☎31-5100

〇役場企画財政課税務係
☎64-2112



鶴居消防出初式

1月5日(火)、平成28年鶴居消防出初式が鶴居村総合センターにて執り行われました。

当日は厳しい寒さの中、消防職員・団員と来賓合わせて約100名が出席し、小野寺副団長指揮のもと部隊行動や消防車両の整備状況を確認する特別点検が実施されました。

続いて表彰伝達式が行われ、永年勤続表彰や第60回消防団員技能競技大会で優勝した第4分団の功績に対する表彰が行われました。式に出席した消防職団員は新たな気持ちで防災活動をスタートさせました。



消防力の充実強化に！消防用ホースを配備！

平成27年度石油貯蔵施設立地対策等交付金事業

消防では、石油貯蔵施設立地対策等交付金により消防用ホース60本を配備しました。この交付金は、石油貯蔵施設（石油コンビナート等）の災害に対応するために、北海道より石油貯蔵施設を持つ周辺の地域防災力の向上を図る目的として交付されるもので、釧路市に石油貯蔵施設があることから鶴居村も交付されるものです。

今年度、消防団に配置の消防用ホースを更新するため50mmホースを25本、65mmホースを35本、合計60本のホースを購入し防災体制の充実強化を図りました。

今回導入した消防用ホースは、ポンプやホース同士を繋ぐための接続金具が「ネジ式」だったものから、結合や離脱が迅速に行える「差込式（町野式）」に変更し、今後、火災現場での迅速な消火活動が期待されます。



平成27年 鶴居消防署出動件数

●平成27年の災害出動件数は以下の通りです。

出動区分	火災出動	※その他の出動	救急出動	ドクターヘリの出動
件数	1件	32件	145件	16件

※その他の出動

（交通事故等による救助、ドクターヘリ要請時の支援、火災まで至らなかった出動など）

官公庁などからのお知らせ



屋根からの落水雪事故にご注意ください！

沿道家屋からの落水雪による死傷事故を始めとした雪害事故は、毎年各地で発生し、過去5年間の死傷者数は、死者118名、負傷者1,874名、合計1,992人となっており、平成26年度の落水雪事故による死者数は3名となっています。冬期間の通行を円滑にし、事故をなくすため、次のことに注意するよう、お願いいたします。

- (1) 落水雪事故の発生が懸念されるような沿道家屋等については、雪止めを設置するようにはしてください。
- (2) すでに雪止めが設置されている場合であっても、針金等のさび、老朽化等による破損が原因で落水雪事故が発生することもあるため、必ず点検し、破損等が発見された際は早急に修繕するようにしてください。
- (3) 落水雪事故は、気温がマイナス3度からプラス3度程度の時に発生しやすいという特徴があるため、屋根等の氷雪を早めに除去するとともに、除去の際には、歩行者や遊んでいる子供等に十分注意するようにはしてください。
- (4) 落水雪があった場合は、直ちに事故がないか確認するとともに、歩行者の通行の支障にならないように排除してください。

(5) 交通障害を防止するため、屋根からの落水雪や敷地内の積雪を道路に出さないようにしてください。

(6) 軒下を通行する時は、屋根からの落水雪に十分注意するようにはしてください。

(7) 軒下や道路で子供達を遊ばせないようにしてください。

(8) 建物の外壁や窓枠、突出看板等からの落水雪は少量であっても危険であるため、付着した氷雪は早めに除去するようにしてください。また、落水雪の除去の際には、歩行者への十分な安全対策を行うようにはしてください。

【お問合せ先】

釧路建設管理部事業室事業課
☎ 23-11565

納付期限と振替納税の利 用について

確定申告による所得税及び復興特別所得税の納期限は平成28年3月15日(火)です。申告書の提出後に、納付書の送付や納税通知等による納税のお知らせはありません。納付には便利な振替納税を是非ご利用ください。

○振替納税を利用する場合
振替日(平成28年4月20日(水))に指定の金融機関の預貯金口座から自動的に引き落とされます。事前に口座の残高をご確認ください。

※振替納税をお申込みの場合は、「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」を平成28年3月15日(火)までに提出してください。

※振替納税は申告期限までに申告書を提出された場合に限り利用できます。

※転居等により所轄税務署が変わった場合や、既に振替納税で指定している金融機関や口座を変更する場合には、新たに振替納税(変更)の手続が必要となります。

※インターネット専用銀行等の一部金融機関及びインターネット支店等の一部店舗では、振替納税が利用できませんので、ご利用の可否については取引先の金融機関にご確認ください。

○現金で納付する場合
現金に納付書を添えて、納期限(平成28年3月15日(火))までに金融機関(歳入代理店)又は所轄税務署で納付してください。納付書をお持ちでない方は、税務署又は所轄税務署管内の金融機関に用意してある納付書を使用してください。

※金融機関に納付書がない場合には、所轄の税務署にご連絡ください。

○電子納税を利用する場合
自宅やオフィス等からインターネット等を利用して納付できます。

詳しくは、e-Taxホームページ(www.e-tax.nta.go.jp)をご覧ください。

平成27年以降に父母などから財産の贈与を受けた場合(暦年課税)の注意点

暦年課税の場合において、平成27年1月1日以降に、直系尊属(父母や祖父母など)から財産の贈与を受けた人(贈与を受けた年の1月1日において20歳以上の人に限ります。)のその財産に係る贈与税の額は、一般税率ではなく、「特例税率」を適用して計算します。

「特例税率」の適用を受ける場合で、次の①又は②のいずれかに該当するときは、贈与税の申告書とともに、贈与により財産を取得した人の戸籍謄本又は抄本その他の書類でその人の氏名、生年月日及びその人が贈与者の直系卑属に該当することを証する書類を提出する必要があります。

- ① 「特例税率の適用を受ける財産」のみの贈与を受けた場合で、その財産の価額から基礎控除額(110万円)を差し引いた後の金額(課税価格)が300万円を超えるとき
- ② 「特例税率の適用を受ける財産」と「一般税率の適用を受ける財産」の両方の贈与を受けた場合で、その両方の財産の価額の合計額から基礎控除額(110万円)を差し引いた後の金額

(課税価格)が300万円を超えるとき
※「相続時精算課税」を選択した場合、その選択に係る贈与者から贈与により取得する財産については、その選択をした年分以降、全て相続時精算課税が適用されますので、ご注意ください。

【お問合せ先】

☎ 3115100
☎ 6412112
役場企画財政課税務係

【参考】一般税率

一般税率	控除額
10%	-
15%	10万円
20%	25万円
30%	65万円
40%	125万円
45%	175万円
50%	250万円
55%	400万円

◎贈与税の速算表(開列税率)

基礎控除後の課税価格	特例税率	控除額
~200万円以下	10%	-
200万円超~300万円以下	15%	10万円
300万円超~400万円以下	20%	30万円
400万円超~600万円以下	30%	90万円
600万円超~1,000万円以下	40%	190万円
1,000万円超~1,500万円以下	45%	265万円
1,500万円超~3,000万円以下	50%	415万円
3,000万円超~4,500万円以下	55%	640万円
4,500万円超~		

※ この速算表の使用方法は、次のとおりです。
(贈与を受けた財産の価額 - 基礎控除額) × 税率 - 控除額 = 税額

高齢者に関する心配事は、 鶴居村地域包括支援センターへご相談ください！

地域包括支援センターは高齢者や家族のみなさんが住みなれた地域で安心して暮らしていけるようにサポートするための相談機関として役場保健福祉課内に設置されています。

さまざまな相談に応じます

<高齢者のみなさんへ>

生活や健康について困ったことや心配ごとなどどんなことでも構いませんので、ご相談ください。

<高齢者のご家族のみなさんへ>

高齢者についての心配ごと、介護での疲れや悩みなどどんなことでも構いませんので、ご相談ください。

<高齢者の近所のみなさん>

近所の高齢者に関する心配ごと、気になることなどどんなことでも構いませんので、ご相談ください。

自立した生活が送れるよう支援します

- 高齢者のみなさんの心身の状態に合わせて介護予防の支援をします。
 - ・ふまねっと運動、お口の健康教室、高齢者かんたん料理教室などの介護予防事業を実施します。
 - ・要支援1・2と認定された方などには介護予防プランを作成し必要な介護予防サービスなどを受けられるように調整します。



高齢者の権利を守ります

- 毎日を安心して生活できるように、情報提供や相談をお受けします。
 - ・高齢者の虐待防止の支援や消費者被害防止の支援など安心して暮らせるようサポートします。

暮らしやすい地域づくりを支援します

- 心身の状態や介護する状況が変わっても住み慣れた地域で暮らしていけるよう関係機関とネットワークを結んでみなさんの生活全体を支えます。



問い合わせ先

鶴居村地域包括支援センター(役場保健福祉課内) ☎64-2999

新刊案内

鶴居村ふるさと情報館みなくる図書室だより

蔵書点検による休館について

みなくる図書室は、2月17日(水)～23日(火)まで蔵書点検のため休館します。期間中の返却は自動ドア左にある「返却ポスト」をご利用ください。※CD・ビデオテープは返却が遅れても構いませんので、絶対に返却ポストへは入れないでください。破損の原因になります。

※紹介している本は1/27(水)から利用できます。

●開館時間……10:00～18:15

●休館日……17日(水)～23日(火)まで蔵書点検のため休館します。

●貸し出し……【本・雑誌・紙芝居】2週間(1人10冊まで)
【CD・VTR】1週間(CD3点、VTR2点まで)

戦争と諜報外交 杉原千畝たちの時代。



白石仁章 著
太平洋戦争開始直前、頭脳で世界と渡り合い、日本を正しい方向へと導こうとした男たちがいた。斎藤博、杉村陽太郎、来栖三郎、杉原千畝。外務省に眠る4万冊のファイルから、先人の足跡を辿る。

片づけられる子の育つ家



古堅純子 著
片づけを教えることは、子どもに「生きる力」と「問題解決能力」を与えること。整理収納のハウツーとともに、判断力や思いやり、自立心のある「片づけられる子」の育つ条件を学べる1冊。

大川契り 善人長屋



西條奈加 著
スリに詐欺師に美人局、悪党ぞろいの善人長屋に迷い込んだ、人助けが生き甲斐の真の善人・加助。あふれる善意で次々と持ち帰る面倒の種に住人たちは辟易。しかも拾った行き倒れが盗賊の一味と判明し…。

白日の鴉



福澤徹三 著
将来に不安を抱く、交番の新人巡査。痴漢容疑で逮捕された製薬会社のMR。国選弁護と年金で暮らす老弁護士。さびれた町に暮らす3人が、塀の内と外から有罪率99.98%の壁に挑む。警察小説の新たな傑作。

ムナのふしぎ時間 名前をさがす冒険



井上夕香 著
星空観察の夜、突然ヘンテコな世界に飛ばされたムナ。しかも、自分の名前以外みんな忘れてしまった。別世界の友だちと一緒に魔女と対決して、呪いのかかった学校からムナは元の世界にもどれるのか…。

あと、いくつ？



ひろかわさえこ 作
まだかなまだかな。おばあちゃんの家に行く日まであと1週間。くるみちゃんは、お母さんとジャムを作ったり、おみやげの花をつんだり…。「待っている時間」が幸せに感じられる絵本。

民事法律扶助の利用促進のための 無料法律相談会

・借金の問題、家庭の問題、職場の問題など、生活上のさまざまな悩みごとについて、弁護士・司法書士による無料の法律相談をご利用いただけます。

【日 時】2月24日(水)～26日(金)

【場 所】法テラス釧路との契約弁護士・司法書士の各事務所

【相談員】法テラス釧路との契約弁護士・司法書士

【相談時間】1件30分程度

【予約期間】2月8日(月)～19日(金)

【申込方法】電話による事前予約制。なお、予約の際に収入・資産等の確認をさせていただきます。

【予約・問合せ先】法テラス釧路(日本司法支援センター釧路地方事務所) (☎050-3383-5567)

予約受付時間：平日午前10時～午後4時

2月の自然観察会

●歩くスキーで湿原ハイク

雪の釧路湿原とその周辺の森を歩くスキーで楽しめます。

【日 時】2月7日(日) 午前10時～12時

【定 員】15名

【参加費】無料

【集合・申込・問合せ先】

湿根内ビジターセンター (☎65-2323)

●冬の塘路湖畔散策

スノーシューを履いて、結氷した湖上と湖畔の林を散策します。

【日 時】2月13日(土) 午前10時～12時

【定 員】10名

【参加費】無料

【集合・申込・問合せ先】

塘路湖エコミュージアムセンター

(☎015-487-3003)



お誕生



お誕生おめでとうございます。

12月中に届出のありました出生について、次のとおりご紹介いたします。

いとう	みさき	ちゃん	女	鶴居市街
伊藤	充咲	ちゃん	女	鶴居市街
わたなべ	ここね	ちゃん	女	鶴居市街
渡辺	心音	ちゃん	女	鶴居市街
かすや	ことね	ちゃん	女	鶴居市街
粕谷	琴音	ちゃん	女	鶴居市街

職業訓練4月受講生募集案内

○建設荷役車両運転科 20名

○ビジネスワーク科 15名

【対 象】

ハローワークに求職の登録をしている方

【申込受付期間】2月5日(金)～3月4日(金)

【見学会】2月15日(月)、2月26日(金)

【選考日】3月10日(木)

【訓練期間】

平成28年4月4日(月)～9月30日(金)

【費 用】1万5千円程度(テキスト代)

【申込先】ハローワーク釧路(☎41-1201)

【問合せ先】ポリテクセンター釧路(☎57-5938)

鶴居文芸

凍原社1月句
(俳句)

初夢やたくまず佳句の浮かび来る
空澄みて広き雪原鶴の声
空青し番鴉も初日浴ふ
刻々と障子染め揚ぐ初日の出
新春に漢字一文字意味を追う
寒に入るや塩味豊かな香の物
ひふみよな湯舟の柚子の毬をつく
元日の雲しずしずと何処へか

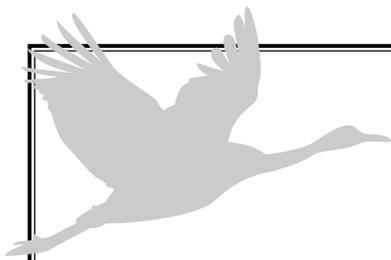
水脈 和子 春夢子 恒子 紀代子 ちえこ 由美子 ミヤノ

寄 付

いただきました心温まる善意に心よりお礼申し上げます。

特別天然記念物「タンチョウ」の愛護に関する事業、釧路湿原を含めた自然環境の保全等に関する事業のために

兵庫県 石堂 幸司 様
金20,000円



知っておきたいタンチョウのこと その1

最近、村の方々から「タンチョウのことって、実はよく知らないよね」といった声を立て続けに聞きました。タンチョウのことをよく知らなくても、生活する上で困りはしませんが、せっかく「鶴の居る村」に暮らしているわけですから、知っておいても損はないでしょう。それにだれかにタンチョウのことを聞かれたとき、村民だれもが答えることができたらいいなと思ったりもします。

この紙面では、これまでいろいろな視点からタンチョウに関することを紹介してきましたが、もう少しタンチョウ自体についてお伝えしていこうかと思えます。

●タンチョウの立ち位置

日本産鳥類は、これまでに国内で一度でも確認された種類やすでに絶滅してしまった種類も含め、600種類以上が記録されています。そのうち鶴居村では、私が把握している範囲でちょうど200種類が確認されています。鶴居村を代表する野鳥と言えるタンチョウは、ツル目ツル科に属します。

●タンチョウの仲間

鶴居村では「ツル」と「タンチョウ」は同義語と言っていいでしょう。他地域でも「ツル」と言えば、タンチョウを思い浮かべる人が多いと思います。ただ、かつてはコウノトリやトキのことを「ツル」と呼んでいた地域もあったようです。両種ともツル科ではありませんが、日本人にとって「ツル」という響きは特別なものなのかもしれません。

ツル科に属する鳥類は、タンチョウを含めて世界で15種類、日本で7種類が確認されています。マナヅル、ナベヅルは、鹿児島県の出水市を中心に、両種あわせて毎年1万羽以上が大陸から渡ってきます。その他にはソデグロヅル、カナダヅル、クロヅル、アネハヅルが確認されています。これらは毎年少数が渡ってくる種類や、何かの拍子に本来の渡りルートからはずれて日本に飛んで来てしまう種類です。

実は鶴居村にも、これらの6種類のうちカナダヅル、マナヅル、クロヅル、アネハヅルの確認記録があります。クロヅル以外は、私が鶴居村に来た2001年以降に記録があり、私もこの目で確認しました。ソデグロヅル、ナベヅルは、釧路市では記録があるのですが、残念ながら私の知る限り鶴居村では確認されていません。

これからしばらくは、こんな感じでタンチョウのことを紹介していきます。こんなことが知りたいリクエストにも応じますので、よかったらご連絡ください。



コウノトリが飛来したこともあります
／2009年9月20日・支幌呂地区



アネハヅル(右)はツル科では日本最小の全長約95cm(左はタンチョウで全長は約140cm)／2008年6月17日・下久著呂地区



2月村のカレンダー



1月	・鶴居老人クラブ健康相談 9:30～ 鶴居老人寿の家 ・幌呂老人クラブ健康相談 9:30～ 幌呂老人寿の家 ・下幌呂老人クラブ健康相談 10:30～下幌呂老人寿の家
5金	・特設人権相談・行政相談 13:00～ 役場2階第一・二会議室
7日	・第29回タンチョウフェスティバル 10:00～ 役場前庭特設会場 ・第39回釧路鶴居会 13:00～ アクアボール(釧路市)
10水	・乳児健診 13:00～ 総合センター
15月	・鶴居村社会福祉協議会「心配ごと相談サロン」 10:00～ 総合センター小会議室
16火	・確定申告相談(対象地区：鶴居市街) 9:30～ 役場2階第一・二会議室 ・子育て支援事業「あそびのひろば」 10:00～ ふるさと情報館「みなくる」
17水	・確定申告相談(対象地区：鶴居市街) 9:30～ 役場2階第一・二会議室
18木	・確定申告相談(対象地区：支雪裡) 9:30～ 支雪裡コミュニティセンター
19金	・確定申告相談(対象地区：茂雪裡) 9:30～ 茂雪裡コミュニティセンター
22月	・確定申告相談(対象地区：中幌呂、中幌呂下、支幌呂、茂幌呂) 9:30～ 幌呂農村環境改善センター ・「おひさま」(親の会) 10:00～ 役場2階和室
23火	・確定申告相談(対象地区：中幌呂、中幌呂下、支幌呂、茂幌呂) 9:30～ 幌呂農村環境改善センター
24水	・確定申告相談(対象地区：幌呂市街) 9:30～ 幌呂農村環境改善センター
25木	・確定申告相談(対象地区：下幌呂) 9:30～ 下幌呂コミュニティセンター
26金	・確定申告相談(対象地区：下幌呂) 9:30～ 下幌呂コミュニティセンター
29月	・確定申告相談(対象地区：上幌呂) 9:30～ 上幌呂コミュニティセンター

今月の表紙

平成28年鶴居村成人式の集合写真です。
18名の新成人はそれぞれに、希望に満ちた表情でしっかりと前を見据えていました。
(※詳細記事は3ページ)

交通事故発生状況

(鶴居駐在所より情報提供)



昨年1年間の発生件数
人身事故 2件 / 物件事故 96件
12月中の発生件数
人身事故 0件 / 物件事故 16件
死亡事故ゼロの日 46日
(12月末現在)

人の動き

(12月末住民登録人口)



人口 総数 2,512人

(前月比 +6人)
うち外国人人口 19人
(男 5人・女 14人)

昨年同期は 2,532人で、
対前年比較は -20人です。

男 1,245人(前月比 +2人)
女 1,267人(前月比 +4人)

世帯数 1,109戸

(前月比 +3戸)
うち外国人世帯数 11戸

「日本で最も美しい村」

連合新規加盟町村(平成27年10月加盟)をご紹介します!

青森県 田子町(たっこまち)

「日本一のにんにくのまち」として知られ、水田、畑作、畜産の組み合わせによる農畜連携の循環型農業が美しい農村景観を作り出しています。新田集落の田園の中には「水車(からうす)」が今なお残り、懐かしい農村景観を残しています。



田子町役場産業振興課
商工振興グループ
(☎0179-20-7114)
〒039-0201
青森県三戸郡田子町
大字田子字天神堂平81

編集後記



「健康・安全第一」を今年の目標に設定し幕を開けた2016年、早速かぜをひき、しかもせきが止まらず「せきぜんそく」という立派な病名までもらった私です。

新年早々、散々な目に合ってしまったましたが、骨折した昨年からみればまだ良い方だと思いました。

さて、2月といえば節分ですね。実は私、人生で一度も豆まきをしたことがありません。というのも、平安時代、渡辺綱という人が鬼を倒したため、鬼は「ワタナベ」さんを怖がって近づかないそうです。しかし我が家は表札を出していないため、とりあえず鬼は入ってきますよね。そうしたら、「実は私、ワタナベなんです。」と言って出て行ってもらうかと思っています。

でも、先にやられたら困るので、やっぱり表札を出すことにします。

皆さん、しっかり豆をまいて、福を呼び込みましょう!(T)

